

公園内イベント等開催時使用許可条件

- 公園使用時は、市の発行した許可書を携帯すること。
- イベント開催後に、開催報告書(内容、参加人数等)を提出すること
(任意の様式)
- 他の公園利用者に対し十分な安全配慮をすること
- 公園施設を損傷、汚損しないよう充分注意をするとともに、もし損傷等
をしてしまった場合は、申請者の責任において原状に復すること
- 樹木、植栽等傷つけないこと(釘など打つ行為)
- 周辺住民から苦情等が起こらないよう、充分注意すること
(大音量での拡声器の使用等)
- 周辺住民及び自治会等から苦情等が起こらないよう、充分配慮すること。
苦情等が発生した場合は、速やかに管理者に報告するとともに、使
用者の責任において改善を図ること
- 関係者は公園周辺道路への違法駐車はしないこと
- 直火は禁止
- その他の迷惑行為の禁止
- 使用許可条件違反の場合は、許可の取り消しをするものとする

新型コロナウイルス感染症対策

- 体調不良(発熱、風邪症状等)の人の参加は避けるようにすること
- 可能な限り人と人との距離(ソーシャルディスタンス)の確保を図ること
(1m以上)
- 3密(密閉、密集、密接)となる場面がないようにすること
- 参加者(関係者、客)はマスクの着用を徹底すること
(感覚過敏、皮膚病等やむを得ず着用できない場合を除く)
- 手洗い、手指消毒の徹底
- 定期的に設備等の消毒を行うこと
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)や埼玉県 LINE コロナ
お知らせシステム等を活用し、陽性者が発生したときに参加者にお知
らせする手段を確保すること
- 陽性者が確認された場合は、速やかに管理者に報告すること